

日程第3. 議案第31号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第3. 議案第31号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第31号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成27年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,309万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,894万6,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、議案第31号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、本日お配りしました資料1から3に沿ってご説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。今回の補正予算の主な理由は、平成27年5月1日現在執行状況で、下記の歳入歳出額一覧表の歳入②執行済額の44億4,597万1,000円に③の今後見込額180万8,000円を加えた④歳入決算見込額44億4,777万9,000円から歳出の②執行済額の52億1,087万7,000円に③今後見込額1,000万円を加えた④歳出決算見込額52億2,087万7,000円を差引した収支決算見込額がマイナス7億7,309万8,000円と赤字決算の見込になるため、出納整理期間内に平成27年度予算から平成26年度へ繰り上げてこれに充てる必要があるための補正となっております。

次に、予算書をご覧ください。予算書6ページをお願いいたします。歳入の説明でございます。4款2項2目. 財政調整交付金1節. 普通調整交付金7億7,309万7,000円の増は、歳入に歳出が不足するための調整額として計上しております。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。12款1項1目. 前年度繰上充用金22節. 補償補てん及び賠償金7億7,309万7,000円の増は、平成26年度に生じた歳入不足を平成27年度予算から繰上充用するためのものがございます。

次に、資料2をお願いいたします。こちらは平成25年度の決算額と平成26年度の決算見込額との比較となっております。まず、歳入ですが、1款. 国民健康保険税が前年度比で1,153万2,000円、1.7パーセントの増。4款. 国庫支出金は8,190万9,000円、4.84パーセントの増。5款. 県支出金は2,144万5,000円、6.52パーセントの増。6款. 療養給付費交

付金が1,158万8,000円、5.94パーセントの増。そして8款、共同事業交付金3,236万3,000円、4.03パーセントの増となっております。7款、前期高齢者交付金では309万2,000円の減。10款、繰入金で1億705万8,000円の減。12款、諸収入で893万8,000円の減となっております、歳入合計としましては3,968万6,000円、0.9パーセントの増を見込んでおります。

次に、歳出でございます。歳出では2款、保険給付費。3款、後期高齢者支援金。6款、介護納付金。7款、共同事業拠出金。8款、保険事業費。それから12款、前年度繰上充用金において増額となっております。特に繰上充用金については、2億5,493万7,000円、対前年度比で増となっております、歳出の合計で3億1,937万6,000円、6.52パーセントの増額となっております。この平成26年度の歳入歳出差引額で7億7,309万8,000円の歳入不足を予定しているということでございます。

続きまして資料3をお願いします。平成19年度から平成26年度の決算見込までのそれぞれの年度の決算状況でございます。この平成19年度からの決算状況を見ますと、まず平成20年度の収支から歳入不足が発生し、その後は毎年度繰上充用を行わなければならない状況となっております。これは平成20年度の高齢者医療制度改革として導入された前期高齢者財政調整制度以降、本町はじめ県内の国保の財政運営は悪化している状況が続いているということでございます。そういう状況のなか、この平成26年度においても繰上充用が必要となっております、今回この平成26年度決算見込の歳入歳出差引額7億7,309万8,000円が繰上充用の額となっております。以上が、平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 教えてください。歳入があつて歳出があつて、その財源不足額を財政調整交付金で補うという制度ですか。その財政調整交付金というのが、例えば国保税との関係、税率ですが、住民税の場合は地方税法で基準額があるのでしょうか、国保の場合はどうなのか。基準額があつて歳入の確保を下さい、その基準額以下であればそれが影響を受けるのかどうか、国保経営との関係が出てくるのでそこはどうなのか。町民の負担との関係もあるのでどうなのかと思います。町民税の場合は、地方税法で基準額、税率が定められますね。国保税の場合はどうなのかということです。教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 国保の財政調整交付金についてでございますが、国保は医療費総額の半分は国保税の収入で、残りは財政調整交付金等交付金で充てていく、大枠で言い

ますとそういうかたちになっております。そのなかで退職医療制度、そういう部分につきましては税を除いた各保険者が拠出した分が入ってくるという制度になっております。総体的に全医療費の半分を交付金がみるようなかたちになってはいますが、現時点では調整交付金が少し上回っておりまして、約60パーセントが交付金でみられているようなかたちになってはおります。ただ、今回の場合は前期高齢者の交付金がどうしてもその前期高齢者の療養給付費に相当する部分に見合った交付がなされていないことが沖縄では顕著であります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁、ありがとうございます。国保税においても基準になるものがあったかどうか。例えば地方税法で基準税率があつてそれで徴収しなさいと、それ以下で税率が下がるとしたら町の負担が当然減になる。そうすると地方交付税との絡みが出てくるわけでしょう。基準税率で徴収して、基準財政額を徴収して、そして歳入を確保して、そこも地方交付税で負担しましょうということであるが、国保の場合もそれがあつたかということです。意味が分かつたでしょうか。地方交付税の場合は、今言ったように基準税率で課税された町民税の歳入で見込額を計算して、そして財源不足がこれだけですから地方交付税を交付してくださいと申請がされるでしょう。国保の場合もそういう基準税率があるのかどうか。なかったら町民の負担を軽くして、調整交付金を国からもらったほうがいいわけでしょう。それができるかどうか。おそらく無理だと思うのですが、その制度がどうなのかということです。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。国保の制度で国保税の基準額ということでございますが、省令では応能割、応益割の割合、そういう決まりはございます。その後の各税率に関しては各保険者で決めることになっております。この応能割、応益割のバランスが崩れると基盤安定のほうで入ってくる部分が変わってくるとかそういう仕組みになっていきます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁、ありがとう。確認をしたいが、国が定めた基準税率というのはないですね。ということですね。確認したい。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時20分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。国が基準の率がこうである、何パーセントの率だというのはございません。ただ、先程も申し上げましたように、国保の財政運営として医療給付費総額の50パーセントは保険料、公費で50パーセントという仕組みになっておりまして、その保険料の50パーセントの部分を賄うために応能割、応益割のバランスを崩さないよう各保険者がそれぞれの市町村の所得、加入者の状況を勘案して税率を決めていくことになっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 執行部から渡されました資料3のなかに歳入の部分で前期高齢者交付金とあるのですが、それが平成23年度の決算から平成26年度決算見込までの流れのなかで平成23年から平成24年にかけての増が見られるのです。568万円とか増減があるのですが、この増減の推移、ファクターはなんですか。交付金の算定基準となる場合、住民の数ですか。

それから、平成24年に566万円あったのが一気に4,184万円下がるのですね。そのへんの流れ、推移している要因をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ただいまのご質問1点目についてお答えします。前期高齢者交付金の増減があります。前期高齢者の交付金の算定については、前々年度の交付金の確定額がまず基になります。例えば平成26年度の交付金になりますと、今年度の交付金を概算で計算していくわけですが、2年後に前々年度のもものが確定した時点で、この概算でもらったものと確定したものととの差額を今年度の交付金の算定で調整されてきます。2年前に受けた概算交付金が確定額より多く受けていると、2年後の概算交付金が減ってくるというかたちで、2年前の精算分が調整されての増減となります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時25分）

再開（午前11時26分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 この前期高齢者交付金では、国保以外の被用者保険での前期高齢者の加入者率によって被用者保険から交付金も入ってきます。この算定においては、前期高齢者の加入率が相当影響してきます。その加入率によって各保険者、国保に配分されてきますので、沖縄は先ほど申し上げましたようにこの前期高齢者の加入率が全国に比べて相当低くなっておりまゝです。それでこの療養給付費に当たる部分に対しての交付率が相当低くなっています。その低くなっているなかでの増減の差は、先ほど言った 2 年前の精算額との差です。しかし、この制度自体で沖縄の交付金の少なさというのは、加入率によるものとなります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今回の議論のなかでもそうですが、前期高齢者の数の問題で前期高齢者の交付金の額が全国平均に比べて沖縄は特に少ないという話の絡みのなかで、後期高齢者医療制度が始まって云々とあります。ということは、皆さん方は後期高齢者医療制度が原因で国民健康保険が赤字になったという考えですか。それが 1 つ。

もう 1 つは、平成 26 年度が一般会計からの繰り入れを行っていないのですね。これまで何千万円かずっとやっていて、南風原町議会でも医療費の何パーセントを入れよう、一定額を入れようということで平成 25 年度までやってきたはずなのです。ところが平成 26 年度は入れなかった。それが資料 3 の表のなかで平成 26 年度は 1 億円あまり減になっているのではないかと思うのですけれども、今回のこの補正予算で予算が足りないで流用する、前倒しで補てんすることは、それはそれでいいと思うのです。ただ、その額が 7 億いくらすよね。例えば一般会計から 1 億円入れておけば 6 億いくらでいいわけですよ。そうすると、また次年度も同じように入れなくなると、平成 26 年度に 1 億円入れなかった、平成 27 年度も 1 億円入れなくなると、それだけ多くなるわけですよ。そうですね。そう考えると、やはり一般会計からの繰り入れをそれまでどおりやっておいたほうがいいのではないか。その件で前の 3 月定例会で質問をしたときに、前期高齢者の交付金が沖縄県は全国に比べて足りないの、そのへんをはっきり見せるために入れないのだというようなことをおっしゃっていました。別にこれを入れたにしても、一般会計から繰り入れたにしても、前期高齢者の交付金が沖縄県は他府県に比べて少ないことははっきり分かるのではないかと思うのです。7 億円を前倒しで入れるということをするよりも言うより、要するに一般会計の繰入を医療費の 5 パーセント入れておいて少しでも赤字を少なくしておくというほうがいいのではないかと思うのです。今回 7 億円を前倒しするわけですが、皆さん方はどう思うのかその点をお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ご質問にお答えいたします。まず 1 点目の後期高齢者医療制度そのものについてでございますが、平成20年度の医療制度の改革で創設されました。この20年度の医療制度改革で前期高齢者財政調整制度があります。この制度改革以前よりは改善されていると、この前期高齢者財政調整制度そのものは国保と被用者保険との財政負担を調整する上で有効な制度であると認識しています。制度そのものはですね。ただ、前期高齢者の加入者の率が、どうしても沖縄県は低い部分が顕著に表れていますので、その影響についてはどうかこれまでどおり国に要請して補てんするようにはしてもらいたいのがわれわれの考えであります。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。議員からございましたように、3月の定例会でもご説明いたしました、やはり前期高齢者の制度が導入されて沖縄県の特殊事情で現在の大きな財政負担につながっていると考えています。民生部長からもあったように、制度そのものについては、全国的には良い制度だということではあるのですが、やはり沖縄県からすれば先の大戦の事情等諸々ございまして県の多数の市町村においてはこれが負のようになっているというのもまた事実です。近い将来、国民健康保険の事業が県に統一化されることもございます。それで、それぞれの市町村でどれほどの一般財源が導入されるのか、どういった状態にして県に統一されるのか、先行きが非常に不透明な部分がございます。それを一遍に単年度で一般財源から導入しておいて、国保の財政を黒字にもっていくとなると、反面、町税からそこに負担されるということがございます。そうなりますと、その他の保険の加入者という観点もございますので、今の段階では前期高齢者の制度が抜本的に改正されるのか、もしくは政治的ななんらかの解決策が導入されるのか非常に先行きが不透明でございますので、今のところは国保の現状としての財政状況をお見せするという事で平成25年以前までの一般財源の繰入はせずに、はっきりと国保税の内容をお知らせする観点から平成26年度からは一般会計からの5パーセント程度の繰入をやっていないということです。いずれにしても、全ての会計からしたら負担は同じでございますので、そのへん一般会計から繰入を行っていないというのはより明確に国保の実情をお見せしたいというのが目標でございます、今後ともやはり町長、国保連の会長、沖縄県も行動を共にして前年度からしっかりと取り組んでおりますので、今後も町長を先頭に議員の皆さんのご協力もいただきながら県にとっての前期高齢者、本県にあっての国保の交付金のあり方については是正と言いますか改正を求めていきたいということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 前期高齢者の数が少なく保険に加入している方が少ないということで、全国平均的に少ないと、そのことを国からもっと繰り入れて欲しいと要請する、それは分かります。一般会計からの繰入を昨年度からやめて国保会計の現状を見せるのだと、どういう内情だと見せるということですが、これまで保険料の値上げをある程度抑えるという意味もあって繰入を行ってきたはずなのです。その分、赤字になれば国保税を上げざるを得ないことになってきて、国からペナルティがあるとかいろいろ言われているなかでも各市町村繰入を行って国保の財政を安定させるためにやってきたと認識しています。今後統一されるがどういう条件で統一されるのか分からないということで、繰り入れないでおこうということのようですけれども、ということは全ての市町村でこういう状況になっているわけですか。一般会計からは繰り入れないでおこう、同じ条件で統一しようということになっているのでしょうか。私はそのことよりも、この国保会計が赤字であるということで保険料の値上げになっていかないかということのほうが大変不安だと思います。そういうこともあってこれまで一般会計から当初は数千万円だったものが1億円というように、せめて医療費の数パーセントを入れようというように議会でも決めてあったはずなのです。そのことも一つ、今回の7億円あまりを前倒しにするということにつながっているわけですから、次年度、その次、どんどん膨らんでいく。少なくとも一般会計から入れない1億円がプラスされるわけですからどんどん多くなるのではないかと思います。けれども、どうお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、一般会計からの繰入が他の市町村ではどうなのかですが、現時点持っている資料では平成25年度時点のもので一般会計からの法定繰入をやっていない市町村が4団体あります。平成26年度については、まだ資料がございませんで把握しておりません。先ほども総務部長からありましたように、平成30年には財政運営が県に統一されますので、その統一するときのいろいろな条件が整うまではこのようなかたちで国保の財政状況ははっきり見えるようなかたちにしておいたほうがいいのではないかと判断です。そして、先ほどの保険税アップにつながるのではということですが、本町の保険税は1世帯当たりもそうですが1人当たり調定額は県内でも高いほうでございます。町内の所得が県内でも高いほうでありますので、必然的に町内の保険税負担割合と言いますか1人当たりの調定額等は県内で高いほうであります。それから、平成30年度での県統一の部分もありますので、現時点で税率を変えとかそういうことはまだ考えてはいないということです。平成30年度の状況がどうなるかをしっかり見据えて今後対応していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第31号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第31号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第31号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。